広島県選挙管理委員会告示第四十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、別表のとおり変更があった旨、廿日市市選挙管理委員会から報告があった。

令和五年五月二十二日

広島県選挙管理委員会委員長　国　政　道　明

別表

指定施設		変更事項	変更後
名称	所在地		
廿日市市佐方会館	廿日市市佐方本町３番14号	所在地	廿日市市佐方本町２番11号